

学校における説明責任・危機管理意識

要点

学校は、公教育を行う機関として、その経営に対する責任は重く、開かれた学校づくりという観点から、教育内容（計画・実施状況・結果）を保護者や地域と共有し、互いに理解を図りながら教育活動を推進する義務があります。

また、学校生活には、正常な教育活動を阻害する様々な事態が起こりうる可能性があり、教師は常にかかる危機を未然に防ぐとともに、危機が発生した場合の適切な対応を心がけなければなりません。



知っておくべき内容

「学校が説明責任の意義を十分に踏まえた積極的な情報提供に努めながら地域の信頼に応えていくとともに、地域住民の意向を把握・反映させながらその協力を得ることができるよう、保護者や地域住民等が学校運営に参画していく仕組みを検討する」という中教審答申の提言を受け、学校評議員制度が導入されました。その後、小・中学校設置基準により、「小・中学校は、当該小・中学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする」と情報の積極的な提供を唱えています。

以上のような点から、「学校生活の危機」として、学校の実情に応じた具体的な内容を想定し、未然防止策や対応策を講じなくてはなりません。以下の内容については、特に考えておきましょう。

「児童生徒同士のいじめや校内暴力」「体育活動中の事故」「教師の体罰」「児童生徒の個人情報の漏洩」「施設設備の不備による事故」「火災」「教師の服務規律違反による事故」

平成22年3月福島県教育委員会より「保護者や地域から学校への要望等対応ハンドブックー信頼される学校づくりのためにー」が配付された。具体的な対応、事例、チェックシートなどを活用し、職場内での共通理解、保護者や地域住民との信頼関係づくりなどに役立ていきたい。

教職員に求められること

「学校は、安全であり、安心して子どもを送り出せる場である」ということが、保護者や地域が抱く学校像です。そのためには、教職員がさまざまな危機を未然に防ぎ、危機が発生した場合の適切な対処ができる学校と教職員であることが大切です。

そして、地域に学校の様子が伝わり、「学校の先生方は皆信頼できる」という言葉が聞こえる、信頼される教職員像を作り上げていくことが今強く求められています。



関係法令等

- 1 中央教育審議会答申（平成10年）
- 2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成12年1月）
- 3 学校教育法 42、43条
- 4 同施行規則 66、67、68条

